【Ⅱ-4 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タス ク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進一③】

病棟薬剤業務実施加算の見直し

第1 基本的な考え方

小児入院医療管理において、病棟薬剤師による介入が医療の質の向上 につながっている実態を踏まえ、小児入院医療管理料を算定する病棟に おける病棟薬剤業務実施加算の評価の在り方を見直す。

第2 具体的な内容

小児入院医療管理料を算定する病棟について、病棟薬剤業務実施加算 を算定可能とする。

【小児入院医療管理料】 「算定要件」

注5 診療に係る費用(注2及び注3 に規定する加算並びに当該患者 に対して行った第2章第2部第 2 節在宅療養指導管理料、(中略) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病 棟薬剤業務実施加算1、データ提 出加算、入退院支援加算(1のイ 及び3に限る。)、精神疾患診療 体制加算、排尿自立支援加算及び 地域医療体制確保加算を除く。) は、小児入院医療管理料1及び小 児入院医療管理料2に含まれる ものとする。

改定案

6 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該 患者に対して行った第2章第2 部第2節在宅療養指導管理料、 (中略) 褥瘡ハイリスク患者ケア 加算、病棟薬剤業務実施加算1、 データ提出加算、入退院支援加算 (1のイ及び3に限る。)、精神 疾患診療体制加算、排尿自立支援 加算及び地域医療体制確保加算

【小児入院医療管理料】 「算定要件」

現

行

- 注5 診療に係る費用(注2及び注3 に規定する加算並びに当該患者 に対して行った第2章第2部第 2節在宅療養指導管理料、(中略) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算、デ 一タ提出加算、入退院支援加算 (1のイ及び3に限る。)、精神 疾患診療体制加算、排尿自立支援 加算及び地域医療体制確保加算 を除く。)は、小児入院医療管理 料1及び小児入院医療管理料2 に含まれるものとする。
 - 6 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該 患者に対して行った第2章第2 部第2節在宅療養指導管理料、 (中略) 褥瘡ハイリスク患者ケア 加算、データ提出加算、入退院支 援加算(1のイ及び3に限る。)、 精神疾患診療体制加算、排尿自立 支援加算及び地域医療体制確保 加算を除く。) は、小児入院医療

- を除く。)は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。
- 7 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該 患者に対して行った第2章第2 部第2節在宅療養指導管理料、 (中略)褥瘡ハイリスク患者ケア 加算、病棟薬剤業務実施加算1、 データ提出加算、入退院支援加算 (1のイ及び3に限る。)、精神 疾患診療体制加算(精神病棟を除 く。)及び排尿自立支援加算を除 く。)は、小児入院医療管理料5 に含まれるものとする。
- 管理料3及び小児入院医療管理 料4に含まれるものとする。
- 7 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該 患者に対して行った第2章第2 部第2節在宅療養指導管理料、 (中略)褥瘡ハイリスク患者ケア 加算、データ提出加算、入退院支 援加算(1のイ及び3に限る。)、 精神疾患診療体制加算(精神病棟 を除く。)及び排尿自立支援加算 を除く。)は、小児入院医療管理 料5に含まれるものとする。